

令和5年第1回農業委員会総会議事録

令和5年1月18日（水）第1回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 16人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
			3番	宮本 武博	4番 赤井 勝利
			6番	三上 雄二	7番 倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番 神山 順一
	11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番 伊達 修史
	14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番 大原 砂利
	17番	奥津 忠和			

推進委員 9人

	1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番 泉 登
	4番	溝尾 美恵子			6番 妹尾 良和
	7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番 逸見 則夫
	10番	奥津 賢司			

欠席委員 3人

	2番	小田 正廣	5番	小川 広文	5番 三輪 金樹
--	----	-------	----	-------	----------

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第5号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	法務局照会について
	農地法施行規則第29条の届について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主幹	川添 和之
	主査	平田 浩二
	主査	小林 淳

(開会時刻 午後3時00分)

川添主幹	ただいまから新見市農業委員会第1回総会を開催いたします。本日の出席は、25名で欠席の方は2番小田委員、5番小川委員、推進委員5番三輪委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。ご家族お揃いで新春を迎えられたことお喜び申し上げます。戎市長におかれましては、公務にかかわらず本日、足をお運び下さりありがとうございます。昨年も、コロナウイルスに翻弄された一年で、今年になり新種が出て終息はまだまだ程遠い先のことに思いますが、岡山県も今年に入って感染者の過去最高を更新した状況です。我々も感染予防に最大限の努力をし、積み残している色々な行事を7月までに消化するように思っております。この三年間、視察も行っておりませんし、歓送迎会も行っておりません。早く実現できるようになることを祈っております。昨年の利用状況調査はご苦労様でした。この調査を基に意向調査が実施されます。調査の回答を生かし、農地として活用すべきところは活用していきます。意向調査も各農家へ届くと思しますので、色々ご相談が農業委員さん推進委員さんにあるかと思しますので、良いアドバイスをさせていただきたいと思っております。また、以前より要望していた調査用のタブレットの件につきましても、当市でも利用できるように早期にご検討していただきたいと思っております。今年も健康に留意し元気に頑張りましょう。本日も、よろしく申し上げます。
川添主幹	続いて、戎市長よりご挨拶をいただきます。
戎市長	今日は、1月18日でございます。暦のうえでは、小正月を過ぎたことでございますが改めまして、皆さん明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。本年第1回の新見市農業委員会の総会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には平素より市政推進、特に農業振興分野におきましてご尽力いただきましておりますことを厚くお礼申し上げます。私も、市長に就任しまして2年が経過いたしました。その間、新型コロナウイルスに追われる日々でした。加えて昨年は、国際状況による物価の高騰ということで、あらゆる分野に色んな影響があった一年でございました。特に、農業畜産分野におきましても飼料の高騰とかにより、非常に生産者の方がご苦労された一年でございました。市としても、できるだけの支援をしようということでやってまいりました。水稻の場合は、二カ年に渡って支援をさせていただきましたし、本市の主要作物でありますブドウ、トマト、桃、柿等にそ

れから畜産分野におきましてできるだけ支援をしようとやってきたところ
です。また、新規就農者それから農業後継者につきましても様々な
施策に取り組んでおります。引き続き市としてできるだけのことをやって
いきたいと思っておりますし、農業委員会の皆様方のご支援ご協力お願いを申
し上げるしだいでございます。本市の農業振興のためには、農業委員会
の皆さんの力添えは不可欠でございます。色々と、ご指導いただけなけ
ればならない問題が沢山山積している状況です。どうか今年一年、身体
には留意していただきまして、任期のほうも後半年というところでござ
います。残りの任期を全うしていただきますようによろしくお願い申
し上げます。結びになりますけれども、新型コロナウイルス感染症の中
で日々の色々な活動に制約がある中、ご協力をいただいておりますこと
に厚く御礼申しあげますとともに今年一年、皆様にとっていい一年とな
りますよう飛躍の年とになりますように、ご祈念申し上げましてご挨拶
とさせていただきます。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

川添主幹

ここで戎市長は他の公務のため退席されます。

～ 市長退席 ～

続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、13番伊達
委員に先導をお願いいたします。

伊達委員

「農業委員会憲章」の先導

川添主幹

ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく
お願いいたします。

会 長

それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力を
よろしくお願いいたします。

それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事
録署名委員は、8番井藤委員、9番藤本委員をお願いいたします。

続きまして日程2「議事」に入ります。議案第1号農地法第3条の規
定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第1号農地法第3条について今回の議案についてでございますが、申請が4件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を1月11日に行っております。場所は法曾、現況地目は畑7筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜・ぶどう、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございま

すが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は市外に居住しており、近隣で農地の増反を希望している譲受人に申請地を売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番

伊達委員

13番伊達です。確認を1月14日に、逸見会長、私とで行いました。場所は、含翠分館北200mから500mにありました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて議案第1号2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番でございますが、現地確認を1月11日に行っております。場所は、草間、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物はぶどう、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、

耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、申請地の地域周辺で農地の所有を希望する譲受人に、この度売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。10番。

神山委員

10番神山です。1月15日に藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員、私とで確認しております。場所は、草間台小学校から東方向へ2キロ行きました●●●地区の中になります。この地区で譲受人様がブドウを作っておられます。近隣を買取りブドウ畑にするそうです。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定といたします。続いて議案第1号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、3番でございますが、第2番と同じ譲受人となっております。現地確認を1月11日に行っております。場所は、草間、現況地目は畑10筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜・ぶどう、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、第1号から第6号は2番と同一ですので問題ありません。第7号ですが、譲渡人は現在市外に居住しており、申請地の地域周辺で農地の所有を希望する譲受人に、

	<p>この度売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。10番。</p>
神山委員	<p>10番神山です。地区、確認日等は先程の2番と同じです。譲渡人さんが違うだけで譲受人さんも同じです。今のところブドウ畑にすると言われてますが、かなり小さい畑があります。これを、「やります」と言われてますが今後ブドウ畑にするのか懸念が私にはあります。</p>
会 長	<p>作物は野菜、ブドウなので野菜を作るのでしょうか。事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定といたします。続いて議案第1号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>次に、4番でございますが、現地確認を1月11日に行っております。場所は、草間、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は高齢であることから、同居の子である譲受人に申請地を贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当は</p>

	<p>ございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。10番。</p>
神山委員	<p>10番神山です。1月15日に藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員、私とで確認しております。場所は、草間台の郵便局から南東へ2.5キロほど行きました●●集落の中です。1筆は、12月12日に法務局照会で確認して農地であると回答した結果、この譲渡となりました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定といたします。続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>議案第2号農地法第4条の申請につきまして、2件申請がございました。それでは、議案第2号第1番でございます。確認を1月11日に行っております。場所は、土橋、現況地目は畑3筆でございます。転用目的は植林で、畑として耕作することが困難になったため植林して山林に戻すというものです。期間は令和5年2月1日から令和5年5月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、材料費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。9番。</p>
藤本委員	<p>9番藤本です。現地確認を1月15日、藤川委員、神山委員、妹尾推進</p>

委員、私と4名で見てまいりました。場所は、●●集落の●●原産地の近くです。現場確認に行った時には、既に植林されておりました。許可が出ていないうちに植林しておりどうしたら良いでしょうか。本人が事務局へ相談に行ったようなので、事務局から説明をお願いします。

小林主査

補足説明をします。事前に植林がされていた件ですが、この申請地は2種農地で元々農振地であります。除外申請したうえでの転用申請の案件です。除外申請と現地確認をした時点で、既に苗が植えてあったと聞いております。今回、転用植林申請が出ておりますが、現地がそのような状況であることを確認した時点で本人と事務所で話をしております。許可を受けずに植林していることは認めておられまして、話をした結果山林として使用したいということで始末書に「申請の許可を得ないまま転用を行ったことについて誠に申し訳ありません。」と一筆いただいております。申請の2筆は苗木が植えてあり、もう1筆はこれから植林をするということです。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第2号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に第2番でございますが、確認を1月11日に行っております。場所は、西方、現況地目は田1筆でございます。転用目的は共同住宅で、申請地は近くに公立大学があり、学生の入居が期待されるため共同住宅を建築したい、というものです。工事期間は令和5年2月1日から令和5年10月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成・建築費は記載のとおりで、借入でございます。以上です。

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。7番。
倉脇委員	7番倉脇です。1月16日に、溝尾推進委員と現地確認しております。場所は、西方●●●●から北へ200mのところの左手の土地になります。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。推進委員7番。
後藤委員	推進委員7番後藤です。構造は何ですか。
小林主査	鉄骨造り2階建てとなっております。居室は1階2階合わせて12です。
会 長	<p>他に、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	議案第3号農地法第5条の申請につきまして、3件申請がございました。第1番でございますが、現地確認を1月11日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は田1筆でございます。転用目的は工事用道路設置・建設資材置場です。転用理由は、中国自動車道盛土補強工事に伴う工事施工のため、仮設道と資材置場を設置する、というものです。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。工事期間は令和5年2月1日から令和6年5月20日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画で

	<p>すが、土地賃借料、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。確認日は1月14日、眞壁委員、谷岡推進委員と3名で行いました。場所は、熊谷 JA ライスセンターと●●●の間ぐらいのところ。荒地となっており問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第3号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>第2番でございますが、第1番と同じ隣合せの転用となっております。場所は上熊谷、現況地目は田1筆でございます。転用目的は同じく工事用道路設置・建設資材置場です。条件はほぼ同じで、一時転用の使用貸借権設定です。工事期間も1番と同じです。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。2番は、1番に続いて隣になります。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>

後藤委員	確認させて下さい。一時転用ですから期間が終了すれば、農地に戻る のでしょう。
小林主査	現状を回復することは、約束しております。
会 長	他に、ご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号2番の議案に賛成の方 は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第3 号3番の議案について事務局の説明をお願いします。
小林主査	第3番でございますが、現地確認を1月11日に行っております。場 所は大佐田治部、現況地目は田1筆でございます。転用目的は駐車場兼 資材置場です。転用理由は、新たに従業員の駐車場及び建設資材置場が 必要となったため、というものです。契約の種類は売買による所有権移 転です。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地 及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。 農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正 であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用でき る適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計 画ですが、土地購入費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以 上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。15番。
山田委員	15番山田です。1月11日に宮本委員、後藤推進委員と現地確認し ました。場所は、田治部地内の●●踏切から県道小阪部よりへ100m 行ったところに●●●があり、その右隣にあります。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質 問はございませんか。
	(意見、質問なし)

会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、3件とも面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>(よろしい。)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要とし、許可を決定します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>今回、新規の貸し付けが7件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番千屋井原、田4筆、5年賃貸借、2番足見、畑2筆、20年賃貸借、3番土橋、田2筆、5年使用貸借、4番神郷下神代、田3筆、8年使用貸借、5番神郷油野、田5筆、5年使用貸借、6番神郷高瀬、田3筆、6年使用貸借、7番哲多町本郷、田6筆、10年使用貸借となっております。なお1番4番6番7番については農地中間管理事業となっております。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番を推進委員2番。</p>
真壁委員	<p>推進委員2番真壁です。1月13日小田委員さんと現地確認をしました。場所は、千屋小学校から北へ100m行ったところ県道千屋大佐大井野線があります。その県道入口から1.6キロ行ったところへ4筆ありました。耕作者の方も問題ないと思います。</p>
会 長	<p>続いて、推進委員6番。</p>
妹尾委員	<p>推進委員6番妹尾です。1月15日、藤本委員、藤川委員、神山委員と共に現地確認しました。場所は、足見小学校から西へ200m行ったところにありました。綺麗に整備されたピオーネ畑でした。問題ないと思います。続きまして3番ですが、借受人の方から新規となっております</p>

	<p>が継続だと聞き、事務局へ確認したところ期間が少し過ぎているので新規となっているとのことでした。再設定でよいかと思います。以上です。</p>
会 長	<p>続いて推進委員 8 番。</p>
信谷委員	<p>推進委員 8 番信谷です。1 月 1 4 日に仲田委員、大原委員と確認しました。4 番の場所は、J A 神代支店の前です。旧神郷町役場の跡地になります。問題ありませんでした。続きまして 5 番、●●地区に旧●●商店のところを左に 1 キロ行ったところに●●コミュニティーハウスがあります。そこから 5 0 m 奥にあります。6 番、●●地区に●●●●●●があります。そのすぐ西側に 3 筆ありました。問題ありません。</p>
会 長	<p>続いて推進委員 9 番。</p>
逸見委員	<p>推進委員 9 番逸見です。現地確認を 1 月 1 5 日、井藤委員、宮脇委員、小川委員と私で行いました。場所は、正田トンネルを哲多に向けて抜けて 2 キロ先の左に哲多●●●●●●があります。そこから本郷よりに 1 0 0 m よった右手にあります。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 4 号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>再設定が 1 件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
全 員	<p>(ありません。)</p>

会 長

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第4号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第5号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第5号現況証明に係る現況認定について、現況証明の申請につきまして、2件申請がございました。第1番でございます。確認を1月11日に行っております。場所は法曾、台帳地目は田1筆・畑5筆です。現況地目は山林・宅地・原野でございます。理由は、耕作条件が悪いため耕作放棄地となり、山林となった。●●●●-●、-●、●●●●-●。続きまして、以前から倉庫が建っていた。●●●●番。居宅を新築した時駐車場が必要となり一部埋め立て原野になった。●●●●番。以前から土蔵が建っていた。●●●●-●というものでございます。

第2番でございます。確認を1月11日に行っております。場所は井倉、台帳地目は畑1筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、1980年頃から、●●●●●●●●●●工場の荷物運搬車両用道路及び駐車場として使用され、現在に至っている、というものでございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番2番を13番。

伊達委員

13番伊達です。確認を1月14日に逸見会長と私で行いました。場所は、●●●●-●、-●は農村広場にありました。●●●●-●が含翠分館北から800m先にありました。●●●●、●●●●、●●●●-●は、含翠分館北から500mのところにありました。2番、1番と同日に確認しました。場所は、●●●●●●●●●●工場の井倉野より300mのところ墓地があります。その下にありました。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

藤本委員	居宅を新築されたのはいつごろですか。
小林主査	昭和30年、40年ごろかと思われます。
会 長	他に、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第5号現況証明にかかる現況認定について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
	全員賛成と認め、認定といたします。ここで4時まで休憩にします。 ～ 休 憩 ～
会 長	時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	農地法施行規則第29条の届について、第29条の届出が1件ございました。第1番は確認を1月11日に行っております。場所は豊永佐伏、現況地目は畑1筆でございます。目的は農機具倉庫及び進入路の設置で、理由は、宅地に設置する農機具倉庫と進入路の一部が農地にかかる計画となったため、というものです。面積は記載のとおりです。この面積に関しては、この農地に係る部分の面積となっております。工事期間は令和5年2月1日から令和5年10月31日までです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。14番。
藤川委員	14番藤川です。12月7日に確認しました。場所は、県道北房井倉哲西線の真庭市との境から、300m行ったところから北へ150m先に申請人の居宅があります。その前にある畑です。以上です。
会 長	続いて、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	法務局照会について今回2件ございました。1番の場所は草間、確認を1月11日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地とい

	<p>う申請で、該当地は時期不詳で雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、該当地が農地である旨回答しています。2番の場所は草間、確認を1月11日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番。</p>
神山委員	<p>12番神山です。12月12日に、藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員と私で確認しております。農地で回答した1筆は、除草剤だけで、ずっと枯らしてたようですが、雑種地としては見受けられずA判定ぐらいなので農地とさせていただきます。2番は、入れる状態ではなく完全に原野です。</p>
会 長	<p>続きまして、完了届について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>完了届が7件出ています。上熊谷地内、農地法施行規則第53条による携帯電話基地局。哲西町矢田地内、農地改良嵩上げ。哲西町矢田地内、農地改良嵩上げ。哲多町花木地内、農地法第4条嵩上げ。哲多町花木地内、農地法第4条嵩上げ。哲多町本郷地内、農地法第5条給油所拡張、コインランドリー、食堂。哲西町大竹地内、農地法施行規則第53条携帯電話基地局となっております。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があれば順次お願いします。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。確認日、1月14日。綺麗にできておりました。</p>
会 長	<p>続いて2番。6番。</p>
三上委員	<p>6番三上です。2番3番共に、1月9日に確認しました。できておりました。</p>
会 長	<p>続いて11番。</p>
宮脇委員	<p>11番宮脇です。4番5番ですが、高低差のある農地でしたか、嵩上げし平らな作業しやすい土地になっておりました。確認日は、1月15日です。6番ですが、5条申請があったものですが給油所の事業拡大で</p>

	給油所拡張、コインランドリー、食堂、倉庫ができております。食堂においては、既に営業されております。以上です。
会 長	17番。
奥津(忠)委員	17番奥津です。確認日は、1月13日にしました。
会 長	次に転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告が2件でております。上熊谷地内、農地法第5条一時転用、木材仮置き場。哲多町本郷地内、農地法第5条一時転用、露天駐車場、造成工事が完成となっております。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。4番。
赤井委員	4番赤井です。1月14日に確認しました。最近になり小径木がででしたので、また、だんだん増えていますので今後も、仮置き場が増えると思います。
会 長	はい、11番。
宮脇委員	11番宮脇です。確認日は、1月15日にしました。これは先程ありました給油所事業拡張のものです。目的通り一時転用ですが、造成して駐車場として使用されております。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書について4件でております。草間地内、借受人と貸付人で売買するため。第3条3番が該当いたします。2番哲西町矢田地内、借受人が高齢のため。3番哲西町矢田地内、借受人が高齢のため。4番哲西町矢田地内、借受人が高齢のため。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。推進委員6番。
妹尾委員	推進委員6番妹尾です。1月15日、藤本委員、藤川委員、神山委員と確認しました。

	<p>続いて、推進委員10番。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員10番奥津です。1月9日に三上員、奥津委員と私で確認しました。2番、番地がバラバラですが近場に全部点在しておりました。3番も点在しておりました。4番、特産市場から神郷寄りへ300m行った跨線橋の下へありました。</p>
会 長	<p>続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。</p>
事 務 局	<p>(ありません。)</p>
会 長	<p>続きまして、その他ですが事務局から何かありますか。</p>
小林主査	<p>お手元にある、令和4年度市町村農業委員、農地利用最適化推進委員の研修会開催について、本来12月に行われる予定でしたが延期となり2月20日に開催されます。1日に2回あるのですが1時半から4時までの県北の部に参加することになります。場所は昨年と同じくコンベックス岡山で同じ会場となっております。スケジュールですが、2月の総会を早目に切り上げていただきまして、11時に市役所前を出発します。バス移動を計画しております。お弁当を準備いたします。13時前後に会場入りしまして13時半から16時まで研修を受けていただきまして、その後新見へ帰ります。18時頃に南庁舎の前に到着の計画をしております。入口に出欠用紙を用意しておりますのでまだの方は記入をお願いします。以上です。</p>
森本局長	<p>続きまして、アンケート調査をまだ提出していただけていない方は、この後提出をお願いいたします。以上です。</p>
川添主幹	<p>次回の総会でございますが、2月20日月曜日の午前9時から南庁舎3階大会議室でございます。なお、11時発にてコンベックス岡山で研修会があります。</p>
会 長	<p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。</p>
仲田委員	<p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午後 16 時 30 分)</p>

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____